

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでも
ご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

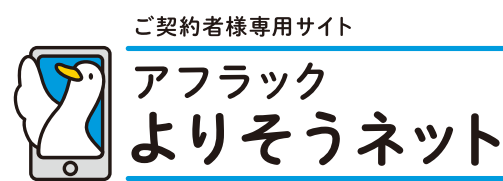
アフラック
コールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますので
お問い合わせください。

**ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は
指定代理請求人に必ずお知らせください。**

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

●本冊子に記載の保障内容などは、2024年8月19日
現在のものです。

●本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを
いいます。

●契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日
現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉


アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。

募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

— 月額保障×サービスでつくる —
新しい形の医療保険
REASON

— 病気になった人も入りやすい —
新しい形の医療保険
REASON

— あなたの保障を最新化 —
新しい形の医療保険
REASON+

医療保険〔無解約払戻金2023A〕

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～21

01	「新しい形の医療保険 REASON」の特長	01
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	03
03	給付金のお支払いなど	05
04	契約者配当金・解約払戻金・払戻金	15
05	保険料の払込方法	15
06	保険料払込経路(契約日など)	17
07	保険料に関する留意事項	19
08	お引受けの条件	20
09	特約の更新・継続	20

注意喚起情報

P.22～32

01	反社会的勢力に該当する場合	22
02	お申込みの撤回または解除	23
03	告知義務	24
04	保障の開始	25
05	お支払いできない場合	27
06	給付金・保険金などのご請求	28
07	ご契約の無効および失効・復活	29
08	解約と解約払戻金	30
09	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	30
10	ご契約内容の見直し方法	31
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	32
12	相談・照会・苦情の窓口	32

その他重要事項

P.33～35

01	個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	33
02	医療費助成制度	33
03	「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い	34
04	ダックの頼れるサービス	35

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

01 「新しい形の医療保険 REASON」の特長

- 病気・ケガを一生保障する医療保険です。主契約の保障に加え、特約を付加することで保障内容を充実させることができます。

基本プラン

高額療養費制度の自己負担限度額を踏まえた保障や、入院・通院時の諸経費の保障を備えることができます。

REASONプラス

すでに医療保険に加入している方も、現在のご契約の保障内容を活かしつつ、保障を最新化することができます。

- 持病・既往症などがある方でも、所定の告知事項に該当しない場合は、「引受基準緩和特則」を付加することにより、割増された保険料で、お申込みいただけます。
または、「引受基準緩和特則」を付加せずに、当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間を保障しないなどの条件でお引受けできる場合があります。

▶▶詳しくは02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) P.03「特別条件特則」について、P.04「引受基準緩和特則」について をご確認ください。

▶ 前ページからの続き

「新しい形の医療保険 REASON」しくみ図

記載のプラン以外にも、自由設計に必要な保障をお選びいただけます。
給付金額などには所定の条件がありますので、詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

● プランに組み込まれた保障 ○ 付加可能な保障

プランをお選びいただけます

主契約・特約・特則名称	給付金名称など	基本プラン	REASONプラス	保険期間
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2023A〕	治療給付金	●（＊1）	● 手術・放射線治療 不担保特則付き（＊2）	終身
	疾病入院給付金 災害入院給付金	●（＊3）	— 入院給付金 不担保特則付き	
健康祝金特則（＊4）	健康祝金	○	—	
通院特約〔2023A〕（＊5）	通院給付金	●（＊6）	○	
女性疾病入院特約〔2020〕	女性疾病入院給付金	○	○	
女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	○	○	10年満期 自動更新 乳房に関する保障 待ち期間あり
三大疾病保険料払込免除特約 〔2023〕 上皮内新生物保障特則	保険料払込免除	○	○	—（＊7） がんの保障 待ち期間あり（＊8）
三大疾病無制限治療特約		○	○	
三大疾病無制限入院特約 〔2020〕（＊9）	三大疾病無制限入院給付金	○	—	終身
三大疾病一時金特約〔2020〕 上皮内新生物一時金特則	三大疾病一時金 上皮内新生物一時金	○ ○	○ ○	
総合先進医療特約〔2012〕	先進医療給付金	○	○	10年満期 自動更新
傷害特約〔医療保険〕	特定損傷給付金 災害通院給付金	○	○	1年満期 継続
終身特約〔低解約払戻金〕	特約死亡保険金 特約高度障害保険金	○	○	終身

- （＊1）「手術・放射線治療不担保特則」を付加することで、治療給付金における手術・放射線治療の保障を外すこともできます。
なお、「手術・放射線治療不担保特則」を付加する場合は、「入院給付金不担保特則」も同時に付加する必要があります。
- （＊2）治療給付金における手術・放射線治療の保障はありません。
- （＊3）「入院給付金不担保特則」を付加することで、疾病入院給付金および災害入院給付金の保障を外すこともできます。
- （＊4）主契約に「手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合、本特則は付加できません。
また、被保険者が90歳となる年単位の契約応当日 用語 の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。
- （＊5）主契約に「手術・放射線治療不担保特則」を付加する場合は、手術・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的とした通院は保障されません。
- （＊6）ご希望により通院給付金を外すことができます。
- （＊7）「三大疾病保険料払込免除特約」の保険期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。ただし、主契約の保険料払込期間満了後も保険料払込免除の対象となる特約を付加されている場合は、保険期間は終身となります。
- （＊8）「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合、上皮内新生物の保障にも待ち期間があります。
- （＊9）主契約に「入院給付金不担保特則」を付加した場合、本特約は付加できません。

▶▶ 自動更新 継続 について、詳しくは 09 特約の更新・継続 P.20～21 をご確認ください。

▶▶ 待ち期間 について、詳しくは 注意喚起情報 P.25～26 をご確認ください。



- ・特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。
- ・特則のみを解約することはできません。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間
新しい形の医療保険 REASON	主契約 医療保険〔無解約払戻金2023A〕	終身	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 5年払済 10年払済
通院特約	通院特約〔2023A〕		
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約〔2020〕		
三大疾病無制限治療特約	三大疾病無制限治療特約		
三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院特約〔2020〕		
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約〔2020〕		
終身特約	終身特約〔低解約払戻金〕		
三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕	——（＊10）	
女性特定手術特約 総合先進医療特約	女性特定手術特約 総合先進医療特約〔2012〕	2年満期（＊11）（＊12）	2年
		5年満期（＊11）（＊12）	5年
		10年満期（＊11）（＊12）	10年
ケガの特約	傷害特約〔医療保険〕	1年満期（＊13）	1年

- （＊10）「三大疾病保険料払込免除特約」の保険期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。
ただし、主契約の保険料払込期間満了後も保険料払込免除の対象となる特約を付加されている場合は、保険期間は終身となります。
- （＊11）自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
- （＊12）契約時に主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
- （＊13）最長70歳まで保障を継続することができます。

▶▶ 特約の更新・継続について、詳しくは 09 特約の更新・継続 P.20～21 をご確認ください。

■「特別条件特則」について

- ・持病・既往症などがある方について、被保険者の健康状態により、以下の条件でご契約をお引受けできる場合があります。
 - ・当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間を保障しない条件
 - ・特定の高度障害状態に該当したときに保障しない条件
- ・本特則のみを解約することはできません。

次ページへ続く▶

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

▶ 前ページからの続き

■「引受基準緩和特則」について

- 持病・既往症などがある方でも、所定の告知事項に該当しない場合は、本特則を付加することで、お申込みいただけます(「女性特定手術特約」はお申込みいただけません)。
- 告知事項にすべて当てはまらない場合でも、ご職業や既にご契約の医療保険・医療特約の治療給付金・入院給付金や死亡保障保険・死亡保障特約の死亡保険金などとの通算、給付請求歴などによってはご契約をお引受けできない場合があります。
- 本特則は、健康上の理由(持病・既往症など)で通常の保険にご加入いただけない方のための特則です。引受基準を緩和したことにより、本特則を付加しないご契約に比べて保険料が割増されています。
- 被保険者の健康状態について詳細な告知をいただくことで、本特則を付加せず、割増されていない保険料でご契約をお引受けできる場合があります。
- 本特則を付加してお申込みいただく場合でも、「ケガの特約」には本特則は付加されません。
- 本特則のみを解約することはできません。
- 本特則が付加された主契約や特約は、本特則が付加されていない場合と比較して次の点が異なります。

- 既往症の取扱いについて
既往症が責任開始期以後に悪化して入院した場合、または手術もしくは診療行為を受けた場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院もしくは手術による治療または診療行為を受けることが必要であると医師によって判断されたときは、責任開始期以後に開始したその入院、手術または診療行為は責任開始期以後に発病した疾病によるものとみなします。
- 保険料の払込免除について
不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合には、その後の保険料のお払込みを免除しますが、疾病によって高度障害状態に該当した場合は保険料のお払込みは免除されません。▶詳しくは **07 保険料に関する留意事項** **[P.19]** をご確認ください。
- 「終身特約」の保障内容について
「終身特約」は特約死亡保険金の保障のみとなり、特約高度障害保険金の保障はありません。

■「リビング・ニーズ特約」について

「終身特約」と同時に、「リビング・ニーズ特約」を付加することができます。
被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。
▶詳しくは **しおり** 「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障開始(「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合は、上皮内新生物の保障開始を含む)、「女性特定手術特約」の乳房に関する保障開始までには3か月の待ち期間があります。
▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報** **[P.25～26]** をご確認ください。

■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。
▶詳しくは **しおり** 保険証券などについて をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「新しい形の医療保険 REASON」について

支払事由などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

具体的な支払額については「**パンフレット**」「**ご提案書**」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

主契約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 〔無解約払戻金 2023A〕	治療給付金	病気またはケガによって、 つぎの①②③のいずれかに 該当したとき ①入院をしたとき ②つぎのいずれかの手術を 受けたとき (ア)所定の手術を受けたとき (イ)責任開始期の属する日か らその日を含めて1年を 経過した日の翌日以後 に、骨髄幹細胞の採取術 を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温 熱療法を含む)を受けたとき	支払事由に該当する 月ごとに治療給付金額 (外来による②(ア)の 手術のみを受けた月は 2.5万円)	支払事由に該当する月につき1回 <入院のみに該当した場合> 治療給付金の支払限度の型に 応じた限度(*1) <手術または放射線治療に該当した 場合> 通算支払限度：月数無制限
		「手術・放射 線治療不担保 特則」を付加 した場合	上記の治療給付金の支払事由を 以下に読み替えます 病気またはケガによって入院を したとき	支払事由に該当する月につき1回 <1か月型の場合> ・1回の入院 🗨用語 について1か月 ・通算60か月 <4か月型の場合> ・1回の入院 🗨用語 について4か月 ・通算60か月
	疾病入院 給付金	病気によって入院をしたとき	1日につき 入院給付金日額	・1回の入院 🗨用語 について60日 ・通算1,095日
	災害入院 給付金	不慮の事故によるケガによって 入院をしたとき	1日につき 入院給付金日額	・1回の入院 🗨用語 について60日 ・通算1,095日
	「入院給付金 不担保特則」 を付加した場合	(疾病入院給付金・災害入院給 付金の保障はありません)	—	—

(※1) 入院のみに該当した月の支払限度は、治療給付金の支払限度の型に応じて以下のとおりとします。

治療給付金の支払限度の型	1回の入院 🗨用語 についての治療給付金を支払う月数の限度	通算支払限度
1か月型	1か月	60か月
4か月型	4か月	60か月

※入院をした月に「手術または放射線治療」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入しません。
ただし、入院をした月に「外来による②(ア)の手術」を受けた場合は、入院のみに該当した月の支払限度に算入します。

次ページへ続く▶

🗨用語

●「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、治療給付金を支払う月数の限度(1か月または4か月)を適用します。

治療給付金	治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)ただし、治療給付金の支払事由に該当する入院であっても、入院をしている月(※2)に手術(※3)または放射線治療を受けた場合、その入院は1回の入院には含めません。 ▶詳しくは [P.10] <例4-2> をご確認ください。	「手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合：治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気またはケガであるか否かを問いません)。 (※2) 入院期間が2か月以上にまたがる場合はすべての月とします。 (※3) 外来による支払事由②(ア)に該当する手術を除きます。

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日を適用します。

疾病入院給付金	疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

※上記の給付金において、前回の入院の退院日の翌日から181日以上経過して開始した入院は、「1回の入院」とみなさず、新たな入院となります。

▶ 前ページからの続き

特則・特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特則	健康祝金（＊1）	つぎの①②のすべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日（＊2）に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間（＊3）に治療給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、2.5万円	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで
通院特約〔2023A〕	通院給付金	主契約の治療給付金の支払事由に該当する入院・手術（＊4）・放射線治療の原因となった病気またはケガの治療を目的として、 通院期間  中に通院をしたとき	通院1日につき特約給付金額	● 通院期間  中の通院について30日 ● 通算1,095日
	主契約に「手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合	上記の通院給付金の支払事由を以下に読み替えます 主契約の治療給付金の支払事由に該当する入院の原因となった病気またはケガの治療を目的として、 通院期間  中に通院をしたとき		
女性疾病入院特約〔2020〕	女性疾病入院給付金	女性特定疾病によって入院をしたとき	1日につき女性疾病入院給付金日額	● 1回の入院  について60日 ● 通算1,095日
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ・乳房観血切除術（乳腺腫瘍摘出術を含む） ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 ● 乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ● 子宮全摘出術：1回 ● 卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	1回につき50万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ

特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕	保険料払込免除	つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します（「ケガの特約」は除きます）。 ①初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院をしたとき ③心疾患または脳血管疾患（急性心筋梗塞および脳卒中を除く）の治療を目的として、手術または継続10日以上入院をしたとき
	「上皮内新生物保障特則」を付加した場合	上記①～③の免除事由に加え、「④初めて上皮内新生物と診断確定されたとき」も、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。

- （＊1）支払事由が生じたときから、当社所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率について詳しくは、当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。
- （＊2）契約日の属する月の初日から起算した3年ごとの年単位の応当日のことをいいます。
- （＊3）契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。
- （＊4）骨髓幹細胞の採取術を除きます。

 用語

● 「通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間

- ①入院開始日の前日または手術（＊4）もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間
- ②退院日の翌日または手術（＊4）もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間
- ※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。

主契約に「手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合は、つぎの①および②をあわせた期間

- ① 入院開始日の前日からさかのぼって60日以内の期間
- ② 退院日の翌日から120日以内の期間
- ※入院を2回以上した場合で、通院期間が重複するときには、重複したすべての通院期間の初日から最終日までの期間を同一の通院期間とします。

● 「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日を適用します。

女性疾病入院給付金	支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にある入院
-----------	---

前回の入院の退院日の翌日から181日以上経過して開始した入院は、「1回の入院」とみなさず、新たな入院となります。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
三大疾病無制限治療特約	三大疾病無制限治療給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院（＊5） ②つぎの（ア）または（イ）いずれかに該当する入院 （ア）主契約の治療給付金の1回の入院についての支払限度月数をこえる入院 （イ）主契約の治療給付金の通算支払限度月数をこえる入院	支払事由に該当する月ごとに特約給付金額（＊6）	● 支払事由に該当する月につき1回 ● 支払月数無制限
三大疾病無制限入院特約〔2020〕	三大疾病無制限入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院（＊5） ②つぎの（ア）または（イ）いずれかに該当する入院 （ア）主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院 （イ）主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき （ア）初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき （イ）急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院（＊5）をしたとき （ウ）心疾患または脳血管疾患（急性心筋梗塞および脳卒中を除く）の治療を目的として、手術または継続10日以上入院（＊5）をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき （ア）がん（悪性新生物）でつぎのいずれかに該当したとき （a）初めてがんと診断確定されたとき （b）上記（a）以外の場合：がんと診断確定されていて、がんの治療を目的として入院をしているとき （イ）急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院（＊5）をしたとき （ウ）心疾患または脳血管疾患（急性心筋梗塞および脳卒中を除く）の治療を目的として、手術または継続10日以上入院（＊5）をしたとき	1回につき特約給付金額	● 1年に1回 ● 支払回数無制限
	「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合（＊7） 上皮内新生物一時金	①第1回 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき ②第2回以降 前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、上皮内新生物と診断確定されていて、上皮内新生物の治療を目的として入院をしているとき	1回につき特約給付金額×上皮内新生物給付割合（10％または100％のいずれかを指定できます）	● 1年に1回 ● 支払回数無制限

- （＊5）脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳血管疾患の治療が行われていないため、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。
- （＊6）主契約の規定により、外来による手術のみを受けたものとみなされる月については、主契約の治療給付金として2.5万円が支払われるため、特約給付金額から2.5万円を差し引いた金額をお支払いします。
- （＊7）「 上皮内新生物一時金特則」を付加した場合、三大疾病一時金と上皮内新生物一時金はそれぞれ支払事由に該当したときにお支払いします。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
総合先進医療特約〔2012〕	先進医療給付金	病気・ケガによって 先進医療 を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円
傷害特約〔医療保険〕	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき特定損傷給付金額	・同一の事故によるお支払いは1回のみ ・継続後の保険期間を含め、通算10回
	災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	通院1日につき災害通院給付金日額	・同一の事故による通院について30日 ・継続後の保険期間を含め、通算180日
終身特約〔低解約払戻金〕	特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額	いずれか1回限り
	特約高度障害保険金 	病気・ケガを原因として所定の高度障害状態になったとき		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額  用語 を基準として計算した金額	1回限り

先進医療 とは
公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関（所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関）が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

※公的医療保険制度の給付について
「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用（診察・検査・投薬・入院料など）は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

 「引受基準緩和特則」を付加した場合、特約高度障害保険金の保障はありません。

 **用語**

● 「指定保険金額」とは

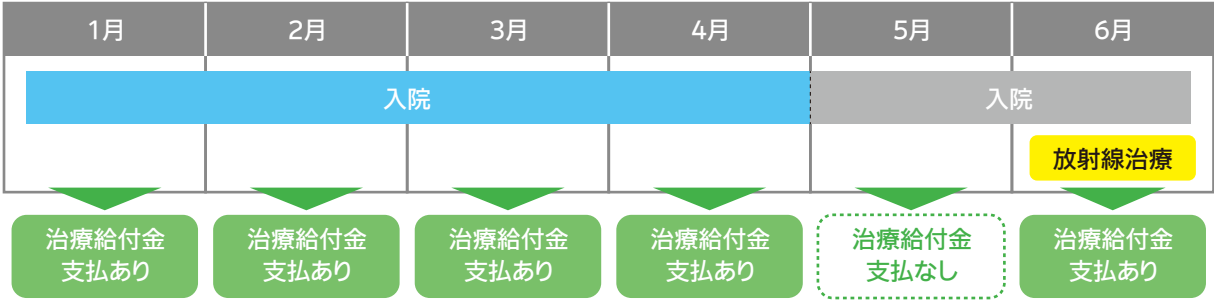
- ・「終身特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
- ・支払額は、指定保険金額から、保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額を差し引いた金額

保障内容に関する注意事項 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険〔無解約払戻金2023A〕

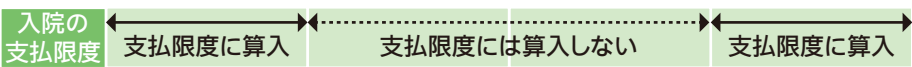
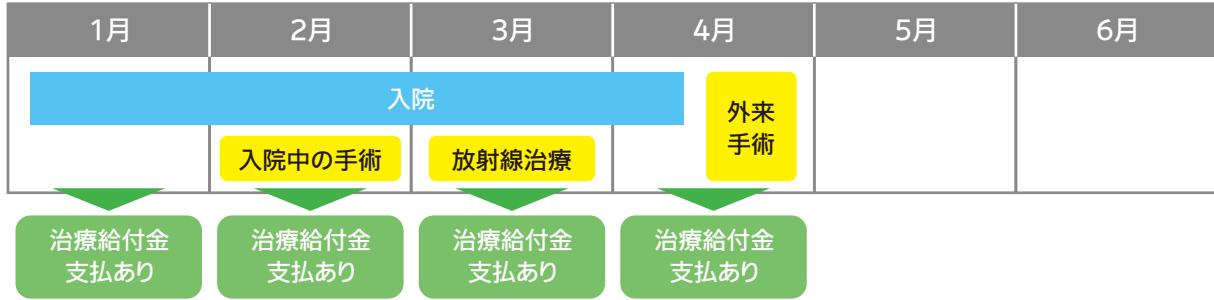
- 治療給付金
- 治療給付金の支払例について（4か月型の場合）
 - 「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」について

<例1>



- ・1月から4月は治療給付金をお支払いします。
- ・5月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」（4か月）に達しているため、治療給付金のお支払いの対象となりません。
- ・6月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」（4か月）に達していますが、放射線治療を実施しているため、治療給付金をお支払いします。

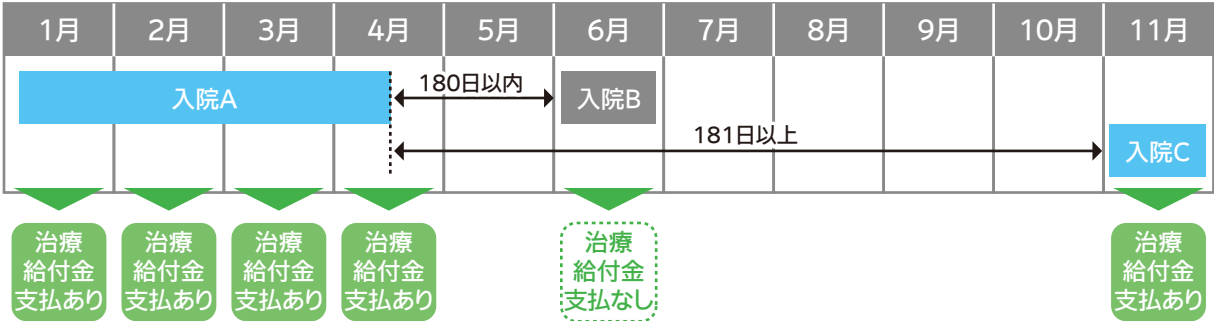
<例2>



- ・1月から4月まで治療給付金をお支払いします。
- ・2月は入院中の手術、3月は放射線治療を実施しているため、2月と3月は「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入しません。
- ・4月は入院をした月に外来による手術を受けていますが、入院をしたことにより治療給付金が満額支払われることから、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」および「通算支払限度」に算入します。

- 複数回入院をした場合について①

<例3>



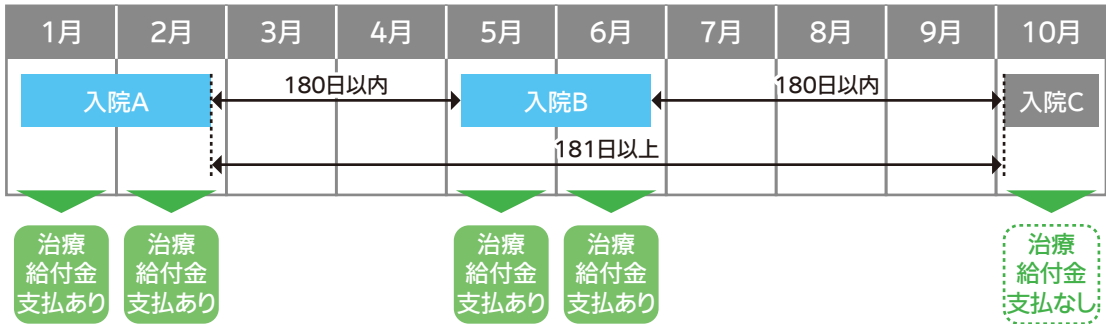
- ・入院Aは治療給付金（4か月分）をお支払いします。
- ・入院Bは、入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」（4か月）を適用します。そのため、入院Bについては治療給付金をお支払いしません。
- ・入院Cは、治療給付金の支払われる入院Aの退院日の翌日から181日以上経過後に入院を開始しているため、新たな入院となり、治療給付金（1か月分）をお支払いします。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

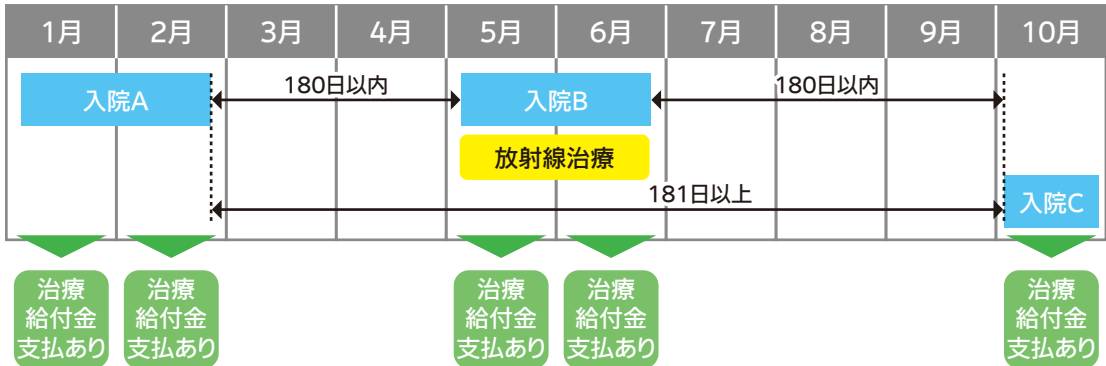
■複数回入院をした場合について②

<例4-1>入院のみの場合



- 1月と2月は治療給付金をお支払いします。
- 入院Bは、入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院Aと入院Bは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)に算入したうえで、5月と6月は治療給付金をお支払いします。
- 入院Cは、入院Bの退院日の翌日から180日以内に開始しているため、入院A、入院Bおよび入院Cは「1回の入院」とみなし、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)を適用します。そのため、10月は治療給付金をお支払いしません。

<例4-2>入院Bと同じ月に放射線治療を実施した場合



- このケースでは、例4-1と同様に、1月と2月、5月と6月の治療給付金をお支払いしますが、入院Bについては、入院をしているすべての月で放射線治療を実施しているため、「1回の入院」の対象となる入院に含みません。
- 入院Cは、入院Aの退院日の翌日から181日以上経過後に開始しているため、新たな入院となり、10月は治療給付金をお支払いします。

●手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 治療給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈パルーンパンピング法(IABP法)」など 2024年5月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術を受けたものとみなします。

●「所定の手術」について

○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植についても骨髄移植とみなします)
×支払対象外	先進医療に該当する場合 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 抜歯 異物除去(外耳、鼻腔内) 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

- 医科診療報酬点数の算定要件を満たさない診療行為は「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」にあたらないため、治療給付金の**支払対象とはなりません**。

●「骨髄幹細胞の採取術」について

○支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
×支払対象外	臍帯血幹細胞の採取 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

●「所定の放射線治療」について

○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
×支払対象外	血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合

- 医科診療報酬点数の算定要件を満たさない診療行為は「医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為」にあたらないため、治療給付金の**支払対象とはなりません**。

■疾病入院給付金・災害入院給付金

- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)をした場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日を適用します。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません**。

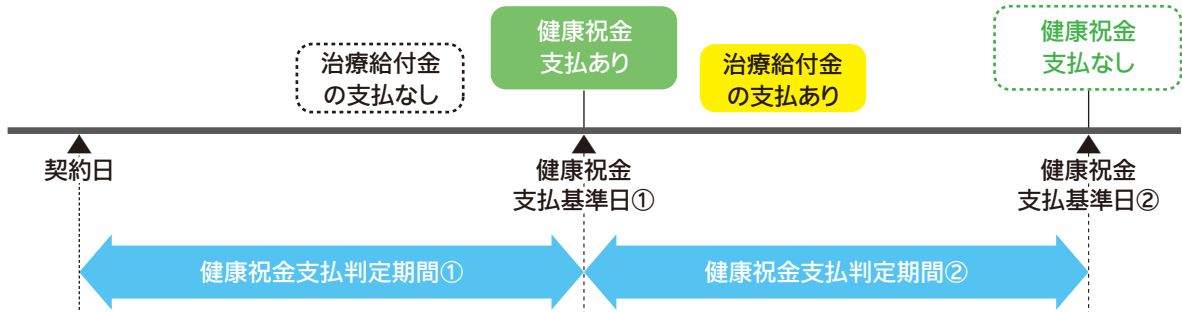
治療給付金・疾病入院給付金・災害入院給付金の入院について

○支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
×支払対象外	正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院

健康祝金特則

●健康祝金の支払例について

<例>



- 健康祝金支払判定期間①については、治療給付金の支払いがないため、健康祝金支払基準日①に健康祝金をお支払いします。
- 健康祝金支払判定期間②については、治療給付金の支払いがあるため、健康祝金支払基準日②に健康祝金は**お支払いしません**。

●健康祝金の支払後に健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求があった場合について

- 健康祝金が支払われた場合で、その健康祝金が支払われることとなった健康祝金支払判定期間中の治療給付金の請求を受け、治療給付金が支払われることとなったときには、治療給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額(健康祝金の自動据置による利息を支払っていた場合には、その利息を含みます。)を差し引いた金額を支払います。
- 治療給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、**その不足する金額の払込が必要です**。

通院特約〔2023A〕

- お支払の対象となる「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます(往診、オンライン診療などを含みます)。

○支払対象	往診・訪問診療・オンライン診療・電話診療
×支払対象外	薬の受取りのみの場合など

- 入院している日については、**通院給付金はお支払いしません**。
- 同一の日に2回以上通院をした場合または2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした場合には、通院給付金は**重複してお支払いしません**。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

女性疾病入院特約〔2020〕

○支払対象	約款に定める女性特定疾病	
	女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部の上皮内がんなど
	女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、下肢静脈瘤など
	悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がんなど
✕支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など	

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします**。

女性特定手術特約

- 乳房に関する保障開始には、3か月の「待ち期間」があります**。詳しくは [注意喚起情報 P.25～26](#) をご確認ください。

女性特定手術給付金

✕支払対象外	- 診断および生検などの検査のための手術 - 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 - 傷の処置（創傷処理、デブリードマン） - 皮膚の切開術
--------	---

- 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、給付金は**重複してお支払いしません**。
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてののみ給付金をお支払いします。

乳房再建給付金

✕支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
--------	--

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません**。

三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕、三大疾病無制限治療特約、三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕

- 「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」の「がん（悪性新生物）の保障開始」について
 - がんの保障開始には、3か月の「待ち期間」があります**。詳しくは [注意喚起情報 P.25～26](#) をご確認ください。
3か月の「待ち期間」中にがんと診断確定された場合、保険料のお払込みは免除されません。また、三大疾病一時金はお支払いしません。
 - 3か月の「待ち期間」中にがんと診断確定され、その診断確定された日から6か月以内に契約者からお申し出があったときは、「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します（「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合、心疾患・脳血管疾患・上皮内新生物を対象として保障を継続します）。
- 「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」の「上皮内新生物の保障開始」について
 - 上皮内新生物の保障開始には、3か月の「待ち期間」があります**。詳しくは [注意喚起情報 P.25～26](#) をご確認ください。
3か月の「待ち期間」中に上皮内新生物と診断確定された場合、保険料のお払込みは免除されません。また、上皮内新生物一時金はお支払いしません。ただし、上皮内新生物の保障は継続します。

- 「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病無制限治療特約」「三大疾病無制限入院特約」「三大疾病一時金特約」の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病		疾病の例と注意事項
①がん（悪性新生物）		- 約款に定める悪性新生物 - 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。
②心疾患		約款に定める心疾患
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患		約款に定める脳血管疾患
	脳卒中	くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

- 「三大疾病保険料払込免除特約」の「上皮内新生物保障特則」や「三大疾病一時金特約」の「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合、対象となる「上皮内新生物」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
上皮内新生物	- 約款に定める上皮内新生物 - 子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。

三大疾病無制限治療給付金

- 主契約の治療給付金支払われる月については、三大疾病無制限治療給付金は**お支払いしません**。

三大疾病無制限治療給付金の支払例について

＜例＞治療給付金の支払限度の型が4か月型の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
入院 (三大疾病による入院)						
治療給付金 支払あり	治療給付金 支払あり	治療給付金 支払あり	治療給付金 支払あり	治療給付金 支払なし	治療給付金 支払なし	治療給付金 支払なし
三大疾病無制限 治療給付金 支払なし	三大疾病無制限 治療給付金 支払なし	三大疾病無制限 治療給付金 支払なし	三大疾病無制限 治療給付金 支払なし	三大疾病無制限 治療給付金 支払あり	三大疾病無制限 治療給付金 支払あり	三大疾病無制限 治療給付金 支払あり

- 1月から4月まで治療給付金をお支払いします。
- 5月から7月は、「1回の入院についての治療給付金を支払う月数の限度」(4か月)をこえるため主契約の治療給付金のお支払いはありませんが、三大疾病無制限治療給付金をお支払いします。

三大疾病無制限入院給付金

- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる日については、三大疾病無制限入院給付金は**お支払いしません**。

傷害特約〔医療保険〕（ケガの特約）

特定損傷給付金

✕支払対象外	骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼
--------	--------------------------------------

災害通院給付金

✕支払対象外	- 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院 - 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院
--------	--

- 入院をしている日に支払事由に該当する通院をした場合には、**災害通院給付金はお支払いしません**。

終身特約〔低解約払戻金〕

- 特約死亡保険金と特約高度障害保険金は**重複してお支払いしません**。

▶ 前ページからの続き

主契約の限度到達後の取扱（「手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合）

治療給付金の通算支払限度に到達し、かつ、疾病入院給付金および災害入院給付金の通算支払限度に到達したときは、主契約の保障はなくなりますが、この保険契約は消滅せず、付加されている一部の特約を継続することができます。この場合、主契約の保険料のお払込みは不要となりますが、付加されている特約の保険料をお払込みいただく必要があります。なお、給付のある特約がすべて消滅したとき、この保険契約は消滅します。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約	- 通算支払限度に達したとき - 主契約における入院により治療給付金を支払う月数が通算支払限度に達したとき
女性疾病入院特約 総合先進医療特約	通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	- 給付金のすべての支払限度に達したとき - 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき（この場合、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください）
ケガの特約	- 給付金のすべての通算支払限度に達したとき - 主契約の保険料払込みが免除されたとき
終身特約	- 特約死亡保険金の全部がリビング・ニーズ保険金として支払われたとき（リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します） - 特約高度障害保険金が支払われたとき（高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します）

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。
▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	主契約および特約には、 契約者配当金はありません。					
解約払戻金	● 主契約	<table><tr><td>保険料定額タイプ 保険料半額タイプ</td><td>解約払戻金はありません。</td></tr><tr><td>保険料払済タイプ</td><td> ● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。 </td></tr></table>	保険料定額タイプ 保険料半額タイプ	解約払戻金はありません。	保険料払済タイプ	● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。
	保険料定額タイプ 保険料半額タイプ	解約払戻金はありません。				
保険料払済タイプ	● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。					
	● 「終身特約」	● 契約時の年齢やご契約の経過年数などに応じて、当社所定の解約払戻金をお支払いします。 ● 保険料払込期間中の解約払戻金は低解約払戻金割合を適用しており、低解約払戻金割合を適用しない場合の70%の額となります（既払込保険料の70%の額ではありません）。 ● ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。				
	● 「終身特約」以外の特約や特則	解約払戻金はありません。				
払戻金	● 主契約	保険料払済タイプで保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の治療給付金額と同額の払戻金をお支払いします。				

※上記のほかに、未経過保険料などがある場合はお返しします。



健康祝金特則を付加する場合にご注意いただきたいこと

- 保険料払済タイプの場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は治療給付金額と同額となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
- 健康祝金特則を付加する場合、健康祝金特則を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
- 保険料払済タイプの累計払込保険料と解約払戻金の推移（例）は [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。
- 具体的な保険料については「パンフレット」「保険料表」「**ご提案書**」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）](#) [P.03](#) をご確認ください。
- ▶▶特約の更新（継続）について、詳しくは [09 特約の更新・継続](#) [P.20～21](#) をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。
※保険料の [払込経路](#) [用語](#) によっては払込方法が限定される場合があります。



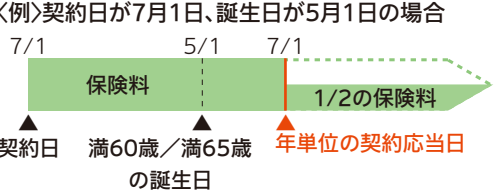
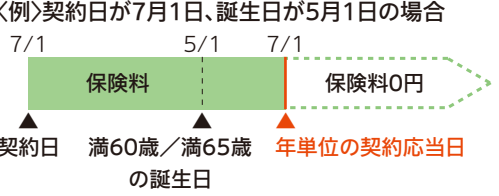
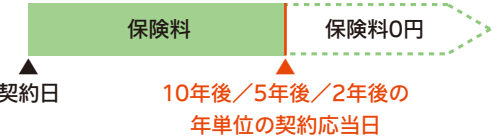
- 「[払込経路](#)」とは
保険料を払い込む方法（経路）のことで、「個別取扱（口座振替など）」「団体・集団取扱（給与控除または集金代行）」などがあります。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

払方タイプ

「医療保険〔無解約払戻金2023A〕」の保険料の払方タイプは、下記のとおりです。
「60歳／65歳半額タイプ」には「指定年齢後保険料半額特則」が付加されているため、指定年齢(60歳／65歳)後の年単位の契約応当日から保険料が半額になります。

定額タイプ	契約時のまま、保険料は定額です。	
60歳半額タイプ 65歳半額タイプ	満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える年単位の契約応当日から保険料が半額になります。	
60歳払済タイプ 65歳払済タイプ	満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。	
10年払済タイプ 5年払済タイプ 2年払済タイプ	契約日から10年後、5年後または2年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。	

更新がある特約の保険料払込み 女性特定手術特約 総合先進医療特約

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。
- 保険料払込免除が適用された特約は、更新後も保険料のお払込みは不要です。
- 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

継続がある特約の保険料払込み ケガの特約

- 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
- 同一の保障内容で継続する場合であっても、ご職業の変更内容によっては継続後の特約の保険料は継続前より高くなる場合があります。

➕ 補足

- 「60歳／65歳半額タイプ」に更新・継続がある特約を付加した場合、その特約の保険料は60歳または65歳時に半額にはなりません。
- 「60歳／65歳払済タイプ」「10年／5年／2年払済タイプ」に更新・継続がある特約を付加した場合、主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。

06 保険料払込経路(契約日など)

▶▶ 参照 しおり 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。なお、「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」の**がん(悪性新生物)の保障開始**(「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合は、**上皮内新生物の保障開始**を含む)および、「女性特定手術特約」の**乳房に関する保障開始には、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。**
▶▶ 保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.25～26 をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。
詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- 契約日：申込みおよび告知が**ともに完了した日(*)**の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- (*) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：第1回保険料払込日の**属する月の1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

➕ 補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

▶ 前ページからの続き

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

- 契約日^(*)：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります
(この日の満年齢で保険料が決まります)。

2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)

団体・集団取扱(月払)

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

➕ 補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

- 「引受基準緩和特則」を付加しない場合
所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払込みを免除します(「ケガの特約」は除きます)。
- 「引受基準緩和特則」を付加した場合
不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合には、その後の保険料のお払込みを免除します(「ケガの特約」は除きます)。
※疾病によって高度障害状態に該当した場合は保険料のお払込みは免除されません。
▶▶詳しくは **しおり**「新しい形の医療保険 REASON」のお支払について をご確認ください。

■「三大疾病保険料払込免除特約」について

この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「三大疾病保険料払込免除特約」を解約することができます。
解約後の保険料は「三大疾病保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。
※「上皮内新生物保障特則」を付加することができます。「上皮内新生物保障特則」のみを解約することはできません。
▶▶詳しくは **しおり**「三大疾病保険料払込免除特約」について、**しおり**解約と解約払戻金について をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。
▶▶詳しくは **しおり** 保険料の前納 をご確認ください。

保険料の高額割引制度 終身特約

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。
保険料については「**ご提案書**」などをご確認ください。

累計払込保険料について 終身特約

ご契約内容や経過年数などによっては特約保険金額や解約払戻金が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術を勧められている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります（法人契約は除きます）。
- 被保険者の健康状態やお仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって「特別条件特則」や「引受基準緩和特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります。「特別条件特則」の条件をつけてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則	特定疾病・部位不担保法	当社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引受けするものです。（＊1）
	特定高度障害状態不担保法（＊2）	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
引受基準緩和特則		所定の告知事項に該当しない場合に、割増された保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

- （＊1）不妊症について「特定疾病不担保法による特別条件特則」が付加された場合は、妊娠を直接の目的として、人工授精、採卵術、精巣内精子採取術、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植術、卵管形成術、多嚢胞性卵巣症候群（PCOS・PCO）に対する卵巣部分切除術または腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術、不妊症に対する先進医療などを受けたときに、保障の対象外となります。ただし、子宮筋腫や子宮ポリープの切除など、不妊症以外の疾病の治療を目的とした診療行為は、保障の対象となります。
- （＊2）主契約に「特定高度障害状態不担保法による特別条件特則」が付加された場合は、特約にも「特別条件特則」が付加され、特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。
- ▶▶「引受基準緩和特則」について、詳しくは **02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）** **P.04** 「引受基準緩和特則」について をご確認ください。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

09 特約の更新・継続

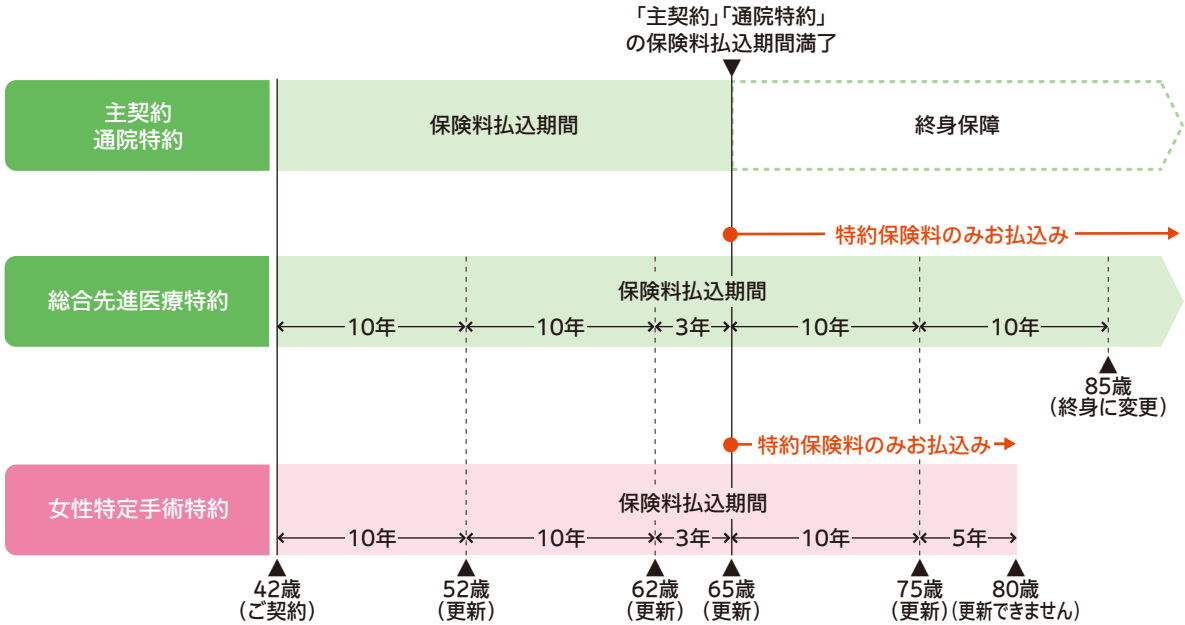
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新（自動更新）されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、「女性特定手術特約」「総合先進医療特約」を更新した場合、給付金の支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

▶▶詳しくは **しおり 特約の更新について**、**しおり 「三大疾病保険料払込免除特約」について** をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
女性特定手術特約	満70歳以下	10年満期（＊3）	●保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。 ●満80歳以上の場合、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
総合先進医療特約	満80歳以下	10年満期（＊3）	●満81歳～満95歳での更新時に限り、お申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 ●保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。

- （＊3）更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となり、その後の特約の保険期間は10年で自動更新されます。
- なお、主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申し出により月払または半年払への変更が可能です。

〈例〉「新しい形の医療保険 REASON」基本プランの65歳払済タイプと「総合先進医療特約」「女性特定手術特約」を42歳（女性）でご契約の場合



「ケガの特約」の継続について

- 継続後の特約の保険期間は1年です。
- 当社が承諾した場合、最長70歳まで継続できます。
- 継続を希望しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。
- 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。
- 主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申し出により月払または半年払への変更が可能です。
- つぎのいずれかに該当する場合、特約は継続できません。
 - 契約後、「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたとき
 - 継続後の特約保険期間満了日翌日の年齢が70歳を超えるとき
 - 主契約の保険料のお払込みを免除しているとき
- ▶▶「ケガの特約」の継続について、詳しくは **しおり 「ケガの特約」について** をご確認ください。
- ▶▶「職業・職種分類B」に該当する職業について、詳しくは **しおり 「ケガの特約」について** をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

▶▶詳しくは **注意喚起情報 P.32** をご確認ください。

注意喚起情報

- 1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意**いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(※1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
 - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
 - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

 <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは
こちらから



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

 用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

03

告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすること
がらについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その
場合もありのまを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても
告知したことにはなりません。**

➕補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金・保険金など
のご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて
確認する場合があります。**

- 既往症や通院歴などがある場合
- 当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。
- 申込内容のとおりにお引受け
 - 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
 - 「引受基準緩和特則」を付加することで保険料を割増してお引受け
 - 一部特約のみをお断り
 - お申込みをお断り

- 「引受基準緩和特則」を付加してご加入される場合の留意事項について
- 「引受基準緩和特則」は、健康上の理由(持病・既往症など)で通常の保険にご加入いただけ
ない方のための特則です。引受基準を緩和したことにより、「引受基準緩和特則」を付加し
ないご契約に比べて保険料が割増されています。
 - 被保険者の健康状態について詳細な告知をいただくことで、「引受基準緩和特則」を付加
せず、割増されていない保険料でご契約をお引受けできる場合があります。

!

「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知
された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金などの支払事由が2年以内に
生じていた場合

上記の場合、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。
また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除するこ
とはできません。なお、**解除** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関
する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金など
をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

04

保障の開始

申込日が保障の開始では
ありません。

- ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」**といいます。
- 「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障開始、
「女性特定手術特約」の乳房に関する保障開始には、「責任開始期(日)」までの **待ち期間** が
あります。
 - 「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合、上皮内新生物の
保障開始には、「責任開始期(日)」までの **待ち期間** があります。

A	待ち期間 がある	・「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病一時金特約」の がん(悪性新生物)の保障 ・「女性特定手術特約」の乳房に関する保障 ・「上皮内新生物保障特則」「上皮内新生物一時金特則」の上皮内新生物の保障
B	待ち期間 がない	・上記以外の保障

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期(日)

Aの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日」^(※1)から
3か月を経過した日の翌日^(※2)

Bの保障：申込みおよび告知がともに完了した時

(※1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

(※2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を
「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

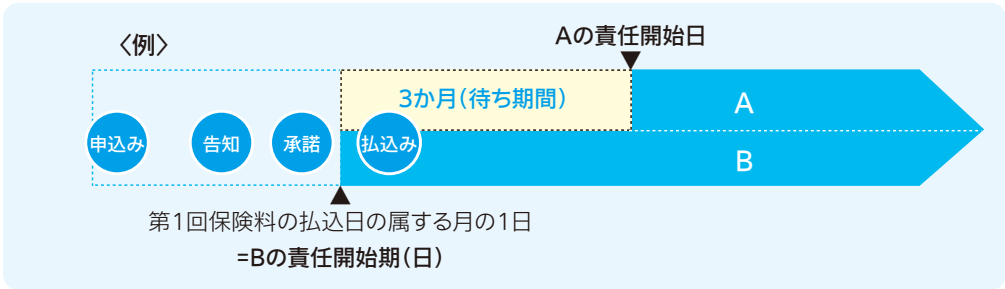
＜例＞

前ページからの続き

団体・集団取扱

責任開始期(日)

Aの保障：「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から3か月を経過した日の翌日
Bの保障：第1回保険料の払込日の属する月の1日



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

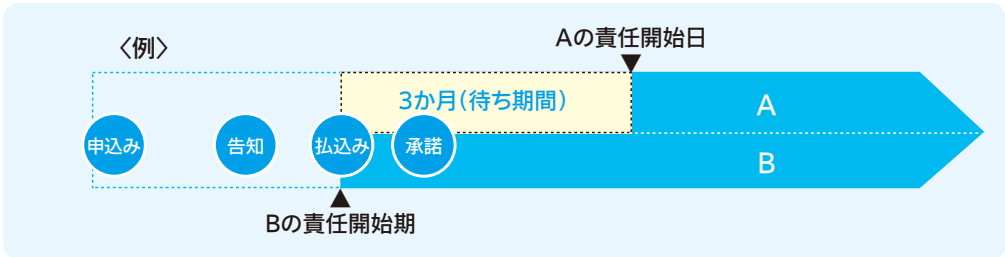
個別取扱、団体・集団取扱 共通

責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(*)」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(*)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

05

給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
※「引受基準緩和特則」を付加した場合は、責任開始期より前に発病した病気であってもお支払いできる場合があります。
▶▶詳しくは **契約概要 P.04** のほか、**しおり**「新しい形の医療保険 REASON」のお支払いについて をご確認ください。
 - 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
 - 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
 - **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
 - **給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - **免責事由に該当**した場合
〈例〉・原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
・「終身特約」の特約死亡保険金の場合、保障の開始から3年以内の被保険者の自殺
- 上記以外にも、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。
▶▶詳しくは **契約概要 P.05～14** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金・保険金などのご請求

▶▶参照 [しおり](#) ご契約後について

給付金・保険金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があらと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらから
アクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル 請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを 完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せ いただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードして いただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 [通話料
無 料](#)

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な
事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**
ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.05～14](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な
事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求
できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

➕補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、
重要なお案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が
無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、
一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者につ
いて今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることが
あります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます**
(**「ケガの特約」の復活はできません**)。この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保
険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態
などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の振込日」もしくは「復活承認請求書の
告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったため
に
ご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取扱いはありません。

08

解約と解約払戻金

▶▶参照 しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ▶▶詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
 - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
- ▶▶詳しくは 03 告知義務 P.24 をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



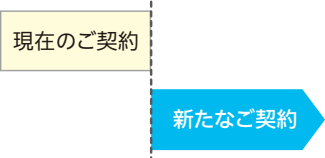
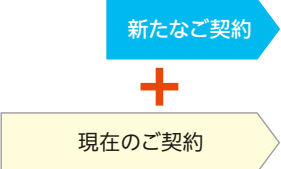
健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します(*)	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

(*) 新たなご契約の責任開始日の前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の **健康状態 などによっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の医療保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり**「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無 料 **0120-5555-95** **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02

医療費助成制度

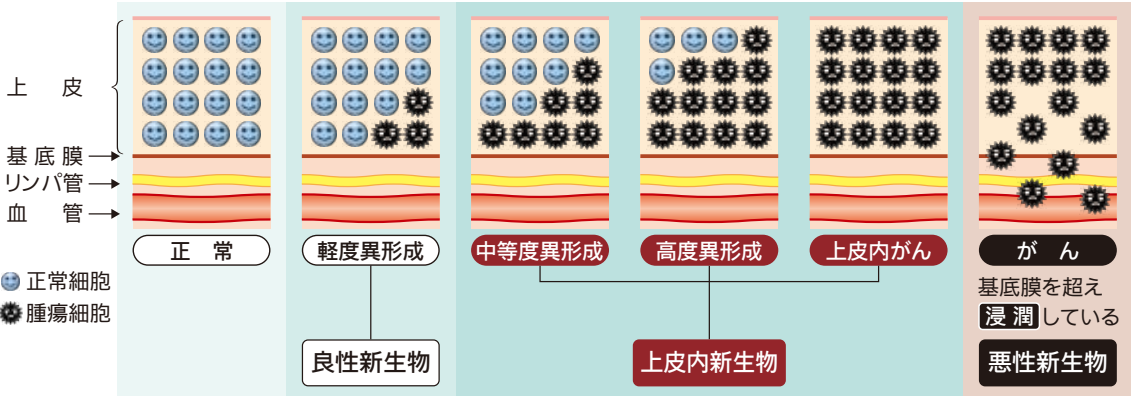
お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

子宮頸部の場合



「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについて、動画でもご確認ください。

スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス

アフラックにおける『がん』『上皮内新生物』は、WHO(世界保健機関)が定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定に基づきます。

WHOが定める『悪性新生物』『上皮内新生物』の規定は定期的に改訂されており、近年は『上皮内新生物』に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL(*1)、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL(*2) など

(*1) High-grade Squamous Intraepithelial Lesion
(*2) Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、支払対象となることもあります。詳細は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>

スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス

04 ダックの頼れるサービス

サービス内容

長生きの時代、日々の健康づくりやライフステージによって異なる様々な心配事に、お客様の「生きる」をトータルに支える、頼れるサービスをご案内します。

※詳細については、下記URLをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html>



サービスに関する注意事項

- ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客様に向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
- ダックの頼れるサービスの内容は、2024年8月19日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- ご契約者が法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。
- サービス提供エリアは各サービス提供会社によって異なります。一部対応エリアが限られる場合があります。
- ダックの頼れるサービスは、各サービス提供会社とお客様との間の利用規約やその他契約に基づいて提供されます。無料で利用できるサービスを除き、各サービスの利用料金はおお客様のご負担となります。
- ダックの頼れるサービスのご利用により生じた一切の損害・損失については、アフラックでは責任を負いません。

